

一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団奨学生の募集について

このことについて、一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団より、奨学生の募集がありましたのでお知らせします。

希望者は、下記事項に注意のうえ、申請を行ってください。

記

- 1 対象学年 第4学年，専攻科第1学年
- 2 応募資格 別紙「一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団 奨学生募集要項」のとおり
- 3 申請期限 令和6年5月7日（火） 財団必着
- 4 申請方法 財団のHPより申請書類をダウンロードして作成し，必要書類を揃えて指定の方法で財団宛に提出してください。
- 5 その他
(1) 提出書類の推薦書，成績証明書，在学証明書は学生課で発行申請をしてください。
(2) 不明な点があれば，下記担当まで問い合わせてください。

※鶴見奨学研究助成財団奨学金プログラムHP

<https://www.tsurumifoundation.or.jp/scholarship/>



担 当：学生課学生係

〒071-8142 旭川市春光台2条2丁目1-6

TEL：0166-55-8125

FAX：0166-55-8084

E-mail：g_gakusei@asahikawa-nct.ac.jp

一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団
奨学生募集要項（2024年度）

1 設立趣意の概要

当財団の設立者である株式会社鶴見製作所は創業以来、水を通じて社会の発展に貢献することを目指してまいりました。水とのかかわりを通じた社会環境の充実、或いは自然災害等からの復旧・復興や防災・減災分野に貢献するには、一企業の枠を越えて、これらに関連する新しく、独自の技術開発等に取り組んでいる研究者等を支援することが、「地球」そして「かかわるすべての人」という2つの軸を中心とした社会の課題解決に貢献できるだろうと考えました。

そこで2024年に創業100周年を迎えるにあたり、実践的・創造的技術者となる人材の育成を目的とした奨学金の支給、並びに将来の水中ポンプのコア技術である流体力学や造形・鋳造等の科学技術分野における日本の優れた学術研究に対して研究助成金を支給することで、若く優秀な技術者と研究者の育成と科学技術の振興及び発展向上を通じて、地球規模での持続可能な社会環境の創造に貢献すべく、当財団を2023年10月6日に設立いたしました。

当財団は、上記設立者の設立趣意に基づき、奨学金及び研究助成事業を実施して参ります。

2 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併用
貸与型奨学金：併用可
返済不要の給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）
授業料減免制度：併用可

3 奨学生の応募資格

- (1) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正であるもの。
- (2) 実践的・創造的技術者を目指すもの。

4 採用人数・奨学金給付額と給付方法

4-1. 採用人数

- 高等専門学校（本科）：5名
- 高等専門学校（専攻科）：3名

4-2. 奨学金給付額

区分	国公立	給付期間
高等専門学校（本科）	20,000 円/月	4 年生より 2 年間
高等専門学校（専攻科）	25,000 円/月	1 年生より 2 年間

4-3. 奨学金給付方法

奨学金は原則として、下記のとおり本人名義の銀行等の預金口座に振込を行う

【2024 年度】

7 月：3 カ月分

9 月：3 カ月分

12 月：3 カ月分

3 月：3 カ月分

【2025 年度】

6 月：3 カ月分

9 月：3 カ月分

12 月：3 カ月分

3 月：3 カ月分

5 奨学金の休止、停止または廃止事由

(1) 休止、停止となる事由

① 休学、または長期に渡って欠席したとき。

② 休学して留学したとき。

※休学を伴わない海外留学は、奨学金の休止理由にはなりません。

※休学中は、奨学金の支給を休止しますが、復学後の奨学金の支給については、学校や本人との話し合い後に判断致します。

(2) 廃止となる事由

① 停学または退学したとき。

② 学業成績が不良となり、最短修業年数での卒業が見込めなくなったとき。

③ 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき

④ 他の奨学金（併用不可のもの）との併用があったとき

⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

⑥ 当財団が指定する義務を怠ったとき。

⑦ その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。

6 手続き

(1) 提出書類

- ① 奨学生申込書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署。保証人は原則として保護者とする）
- ② 在学学校長または学部長の推薦書
- ③ 成績証明書
- ④ 在学証明書

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、当財団宛てにメールで申請すること。

(3) 提出期限

2024年5月7日（火） 財団必着

7 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に通知します。
- (2) 選考の経過および決定の理由は個人情報に該当するため公表しません。
- (3) 選考方法は、選考委員会にて総合的に判断して、選考します。
- (4) お送りいただいた書類は返却いたしません。

8 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 財団の開催する行事に出席するとともに、当財団からレポート、制作物などの提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。各行事に出席するための交通費、必要な場合の宿泊費は、財団より支給します。
- (2) 下記の場合、当財団へ届け出ること
 - ① 休学、復学及び退学するとき
 - ② 在学学校で処分を受け、停学または退学となったとき
 - ③ 学業成績が不良となり最短修業年限での卒業が見込めなくなったとき
 - ④ 他の学校や学部へ編入することが決まったとき
 - ⑤ 他の奨学金を受給することが決まったとき
 - ⑥ 奨学金受給を辞退するとき
 - ⑦ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

以上